

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年11月29日)

- 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について
..... 1
(生活安全部生活安全企画課)
- 平成30年年末の交通安全県民運動の実施について
..... 2
(交通部交通企画課)

警 察 本 部



年末及び年始における特別警戒取締りの実施について

平成30年11月29日
警 察 本 部
(生活安全部生活安全企画課)

1 目的

年末及び年始に発生が懸念される各種事件、事故等の発生を抑止するため、地域の情勢に応じたきめ細かな警察活動を推進し、県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

2 期間

平成30年12月1日(土)から平成31年1月4日(金)までの35日間

(1) 第1期【広報啓発期間】 12月1日(土)から12月13日(木)までの間

- 各種犯罪被害防止及び交通事故防止のための広報啓発活動
- 自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア団体等と協働した事件・事故防止のための抑止活動

(2) 第2期【重点警戒期間】 12月14日(金)から12月31日(月)までの間

- 金融機関、コンビニエンスストア、深夜営業のスーパーマーケット等に対する立ち寄り警戒活動の強化
- 警察による警戒取締り等街頭活動の強化及び防犯ボランティア団体等と緊密な連携を図った合同パトロール活動

(3) 第3期【初詣等雑踏警戒期間】 1月1日(火)から1月4日(金)までの間

- 初詣等に伴う雑踏事故防止活動

3 県下一斉の活動

第1期中の「防犯の日(12月10日)」及び第2期中の「年金支給日(12月14日)」に、特殊詐欺被害防止や盗難被害防止等を図るため、スーパー、金融機関等において、広報活動を実施する。

4 警察署における主な取組

- 防犯ボランティア等と出動式の実施・合同パトロール
- 繁華街・飲食店街における警戒取締り
- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する重点警ら
- 特殊詐欺を始めとする各種犯罪被害防止広報
- 飲酒運転等の悪質交通違反指導取締り



年金支給日における広報活動
(平成29年・鳥取署)

平成30年年末の交通安全県民運動の実施について

平成30年11月29日
警察本部
(交通部交通企画課)

1 実施期間

12月12日(水)から12月21日(金)までの10日間

2 運動重点

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

3 交通安全日

12月17日(月) 交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

4 主な行事予定

(1) 各警察署の主要行事

| 警察署 | 日時 | 場所 | 行事 | 【参考】前年の実施状況 |
|----------|---------------|-------------------|--|--|
| 鳥取 | 12月12日 (水) | とりぎん文化会館 ～鳥取駅前 | 「交通安全パレード」 関係機関・団体が参加し開始式を行った後、若桜街道をパレードするもの |  交通安全運動開始式・鳥取 |
| 郡家 | 12月14日 (金) | 郡家警察署駐車場 | 「広報検問」 県警、八頭町及び若桜町のマスコットキャラクターが参加する広報検問を実施 |  反射材普及推進・郡家 |
| 智頭 | 12月12日 (水) | 道の駅「清流茶屋かわはら」 | 「街頭広報」 関係機関と合同の街頭広報を実施 | |
| 浜村 | 12月12日 (水) | 八東水パーキング | 「3町合同街頭広報」 鳥取市気高町、鹿野町及び青谷町と合同広報を実施 | |
| 倉吉 | 12月中旬 | 湯梨浜町地内の多目的集会施設を予定 | 「飲酒運転根絶大会」 湯梨浜町長、交通関係団体等が参加し、飲酒運転根絶大会を実施 | |
| 琴浦 大山 | 12月17日 (月) | ショッピングセンター アプト | 「参加・体験型の交通安全教室」 歩行環境シミュレーターを活用した交通安全教室を実施 | |
| 米子 | 12月12日 (水) | 米子市文化ホール 多目的広場 | 「交通安全運動推進式」 関係機関・団体が参加し推進式を行った後、駅前周辺において街頭広報を実施 |  高齢者講習・倉吉 |
| 境港 | 12月18日 (火) | 境港公民館 | 「高齢者に対する交通安全講習」 高齢者に対して、腹話術を活用した交通安全講習を実施 | |
| 黒坂 | 12月12日 (水) | 日野町金持テラス | 「合同街頭広報」 日野町と合同の街頭広報を実施 | |

(2) 街頭広報(各警察署)

街頭広報、自転車街頭指導を実施し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止、早めのライト点灯、反射材用品の着用等と呼び掛ける。

(3) 飲酒運転根絶広報(各警察署)

自治体及び交通安全協会等関係機関と連携の上、酒類販売店訪問や啓発チラシの配布などを行い、更なる飲酒運転根絶やハンドルキーパー運動と呼び掛ける。

(4) 高齢者訪問活動(各警察署)

自治体及び交通安全協会等関係機関と共に高齢者宅を訪問し、交通事故防止と呼び掛ける。